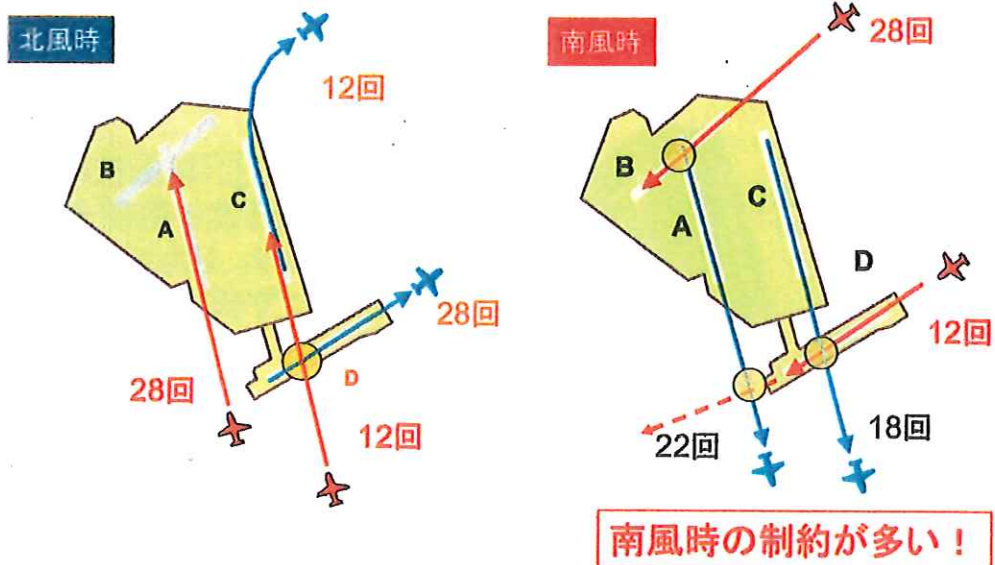




1	令和元年登簿第 1 1 6 号
2	嘱託人黒田英彰は、法定の手續に従って、本公証人の の面前で、この証書の記載が真実であることを宣誓し た上、これに署名押印した。 よって、これを認証する。
3	
4	
5	令和元年 9 月 1 3 日
6	本公証人役場において
7	東京都渋谷区神南 1 丁目 2 1 番 1 号
8	東京法務局所属
9	公証人 山下輝年
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	



再拡張後の発着回数計画値(航空局公表)



- 出発・進入経路は東京湾内
- 空域で輻輳する交通を円滑に処理するための方面別滑走路運用
- First Come First Serve (先着順で処理)
- 航空管制官によるシミュレーションを実施し、40回/時(40.7万回/年)の処理が可能と結論

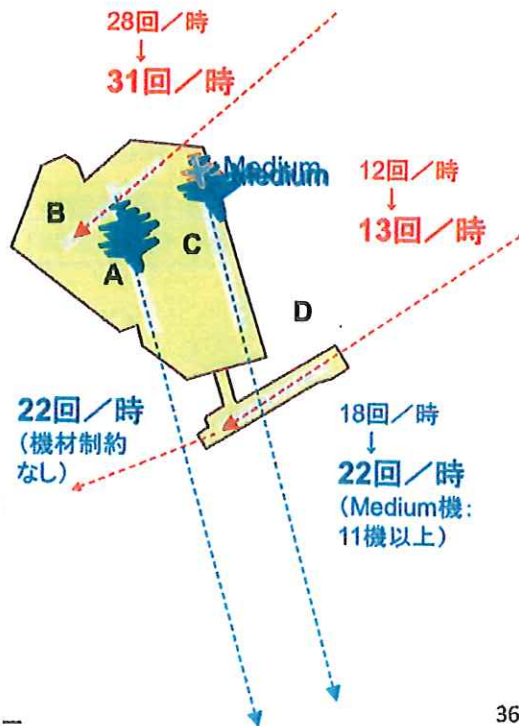
35

① 管制運用の高度化による容量拡大

ポイント:

- D着陸機は原則一定間隔で着陸させ(着陸誘導を簡略化), 間にA・Cから2機ずつ離陸させる.
- **C離陸機の2機目(D着陸機に先行する離陸機)をMedium機に限定.** そのために, Medium機はC滑走路をメインに離陸させる.
- これらによりC離陸およびD着陸を増加可能

40回/時(40.7万回/年)
↓
44回/時(44.7万回/年)



-64-

36

